

平成31年度

第1回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○事務局（嶋田福祉推進課長） 本日の会議はお手元に配付しております会議次第に従いまして進めさせていただきます。それでは、早速次第に沿いまして始めさせていただきます。

次第1、部長挨拶でございます。田口福祉部長、よろしくお願いいたします。

○田口福祉部長 改めまして、こんばんは。

（略）

○事務局（嶋田福祉推進課長） 次第2、委嘱状の交付でございます。

（略）

○事務局（嶋田福祉推進課長） 続きまして、次第3、新しくご就任いただいた委員の方の自己紹介をお願いしたいと思います。

（略）

○事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、以後の会議の進行につきましては、A会長のほうでお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○A会長 それでは、次第4になります。副会長の選任となります。

（略）

○A会長 それでは、次第5、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

（略）

○A会長 本日は1名の傍聴希望者がおります。

それでは、傍聴の方、入場していただきます。

（傍聴者入場）

○A会長 それでは、次第6、議事に入ります。

（1）第六次東大和市地域福祉計画等福祉5計画の策定に関するスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 引き続きまして、事務局の福祉推進課長の嶋田からご説明をさせていただきます。

本審議会は「地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施について」諮問をさせていただくものでございまして、大変広い範囲についての諮問となりますが、具体的には東大和市地域福祉審議会条例の第2条所掌事務でございます地域福祉計画、それから、障害者計画・障害福祉計画及び健康増進計画につきまして、それぞれご審議いただくものでございます。

この諮問に伴いまして、今年度に審議をしていただく大きな内容として2点ございます。

まず1点目でございますが、資料3 第六次東大和市地域福祉計画等福祉5計画策定業務スケジュール（福祉5計画共通）、こちらの資料をご覧いただきたいと存じます。

市では、令和3年度を初年度といたします「第六次東大和市地域福祉計画」、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2次東大和市障害者総合プラン」、

「第2次東大和市健康増進計画」の策定を同時に行う予定でございまして、これに加えて、新たに「東大和市自殺対策計画」を新規に策定する予定であります。

この福祉5計画策定は前年度の準備を含めまして、おおよそ改定のために2カ年にかけて策定をするスケジュールとなっております。

具体的には平成31年度、本年度が計画策定の事前準備、年度が明けまして、令和2年度が計画の策定作業となっております。

この福祉5計画のうち、「第六次東大和市地域福祉計画」、「第2次東大和市障害者総合プラン」、「第2次東大和市健康増進計画」、及び、「東大和市自殺対策計画」、これらの4計画につきましては、これらの地域福祉審議会にて2年間にかけてご審議いただきたいというふうに考えております。

なお、「東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」につきましては、地域福祉審議会とは別の東大和市介護保険事業運営委員会で審議することとなっております。

審議会全体としましては4計画を予定しておりますが、細かな審議につきましては部会ごとに異なります。つきましては、部会ごとに担当となる計画を個別にご説明させていただきたいと存じます。

まず、私のほうからは、「第六次東大和市地域福祉計画」でございます。

地域福祉計画につきましては、地域福祉部会、こちらのほうで細かな審議等を行っていただきます。第六次東大和市地域福祉計画は、計画初年度を令和3年度といたしまして計画期間6年で策定する予定でございます。基本的には第五次計画の見直しのほか、特に今回の計画改定で特記する事項といたしまして、社会福祉法が平成30年度に改正されておりますことに伴い、地域福祉計画を現状の位置づけと同様に、それにプラスアルファとして他の福祉計画の上位計画として位置づけをするという形になった点が新たに加わっております。

このため、従前の地域福祉計画の改定とは違いまして、その他の福祉計画の上位計画となるような位置づけが求められておりますので、こうゆうところは各計画との改定と連動しまして、そういった形での策定に努める予定でございます。「第六次東大和市地域福祉計画」につきましては、説明は以上でございます。

引き続きまして、障害福祉計画の説明をさせていただきます。

○小川障害福祉課長 障害福祉課長の小川でございます。私のほうからは、「第2次東大和市障害者総合プラン」についてご説明させていただきます。

「障害者総合プラン」につきましては、障害者部会で細かな審議等を行っていただきます。「第2次東大和市障害者総合プラン」は障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」、以上3つの計画を一体的に策定するもので、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間といたします。

今年度実施いたします計画策定のための事前調査の結果や、今後示される計画策定に係る国の基本的な指針や東京都の基本的な考え方を踏まえて、上位計画である「第六次東大和市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、計画策定を進めてまいります。

「第2次障害者総合プラン」につきましては、以上でございます。

○志村健康課長 事務局の健康課長の志村でございます。私からは「第2次東大和市健康増進計画」及び「東大和市自殺対策計画」について説明をさせていただきます。

この2つの計画につきましては、健康推進部会で細かな審議等をさせていただきます。また、この2つの計画は、初年度を令和3年度とし、期間6年間で策定するものとしております。

「第2次東大和市健康増進計画」につきましては、第1次のもを基本的に見直すとともに、東京都の健康推進プランの中間評価などを踏まえて策定をしてみたいと考えております。

また、新規となります「東大和市自殺対策計画」につきましては、自殺対策基本法により計画策定が市町村に義務づけられているものとなっております。今回、初めてするものとなっております。自殺対策計画につきましては、国の策定ガイドラインに基づきまして、計画の構成など基本的な内容を策定してまいります。

この2つの計画につきましては説明は以上でございます。

○田口福祉部長 すみません、ちょっと補足を私のほうからさせていただきます。

今、資料3をご覧いただいていると思いますが、基本的にこういったスケジュールをご提供させていただいておりますが、実際にまだ(7)のパブリックコメントの実施ですとか議会への説明、こういったところにつきましては全体的なスケジュールが固まっておりますので、とりあえず現時点では案ということでご理解をいただきたいと思います。状況によっては変更する場合がありますので、この審議会の中身以外のところは大変恐縮でございますけれども、まだ固まっていない部分もありますので、そういったところでご理解いただければと思います。

以上です。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ただいまご説明させていただきましたとおり、大まかな各計画のスケジュール的なものについては以上でございます。

なお、現在、市におきましては、この5計画策定につきまして、計画策定に関する費用対効果を高めるために、事業者によるプロポーザル委託による契約策定を進めております。

参考までに、こちらのプロポーザルに関する実施概要を資料4、タイトルとして「東大和市地域福祉計画等福祉5計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施概要」として委員の皆様へ配付させていただいておりますので、のちほどお読み取りいただければと思っております。

なお、契約につきまして、今、選定委員会を進めておりまして、今月中旬、下旬ぐらい

には、事業者が正式決定できる予定となっておりますけれども、この計画につきましては、一つの事業者が一括してまとめて受注していただいた上で計画策定を進めるという予定でございます。ここで選定事業者が決まりましたら、事業者が市から委託を受ける形で、審議会での、例えば、皆様へのご説明であるとか、そういったところの計画策定のサポート全般を行う予定となっております。

次に、今年度に審議をしていただく内容、2点目といたしまして、毎年度実施しております前年度、現在で言えば平成30年度ですね、計画ごとの事業評価がございます。それぞれの、現行の計画の前年度、平成30年度の実施状況調査について、全庁的に今、8月ぐらいまでにかけて調査をしているところでございます。

こちらも3つの専門部会、各部会で報告をさせていただきまして、最後の年度末に予定しております全体会で全委員の皆様にご報告をさせていただくという流れとなっております。

以上の2点を行うための具体的な地域福祉審議会、今年度の具体的な日程につきましては、次の議題の、平成31年度地域福祉審議会の予定についてご審議をいただければと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

〇A会長 ありがとうございます。

事務局から（1）第六次東大和市地域福祉計画等福祉5計画の策定に関するスケジュールについて説明が終わりました。

ご質問がございましたら、名前をおっしゃってからご発言をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〇B委員 今説明をいただいたんですけども、できれば書いて説明いただいたほうがわかりやすいんじゃないかと、例えば、障害者総合プランはどういうものを参考にしてやるんだよと、皆さん知っているから、来てババッと言うけれども、こちらはメモしなくちゃならない。できればここに書いていただいたほうが、多分、皆さん、来ている人はわかりやすいと思うんです。

それから、もう一つお聞きしてよろしいですか。すみません。

公募型プロポーザルというのは具体的にどうゆうことなんですか。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） それでは、1点目のご質問につきましては、すみません、今後そういった形でご配慮させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

2点目の公募型プロポーザルということでございますけれども、基本的には一つの業者との契約の方法の一つというふうに考えております。

今回、この地域福祉計画、私どもで所管している地域福祉計画、それから障害者総合プラン、健康増進計画、いろいろご提示させていただいた計画のプロポーザル契約という形で、手法についてでございますけれども、通常、そういったことはそれぞれ入札、金額が

高い、低いという形で一般的に行う入札と違いまして、いわゆる事業提案型という形で事業者を募って、その金額も適正価格を見るのも当然なんですけれども、それだけではなくて、市に対してどういったことを、こういった形で計画に対する策定、支援を進めますといういわゆる提案型の業者選定といいますか、それを公募により行ったという形でございます。

公募につきましては、インターネット、ホームページ、市のホームページ等で概要を掲載させていただきまして業者を募った形でやらせていただいたと、概略としてはそういった形になっております。

以上でございます。

○A会長 ほかに、C委員、どうぞ。

○C委員 Cです。プロポーザル方式が、すみません、一介の市民で不勉強でいま一つ理解しにくいんですが、まず1点目は、当審議会では5計画の事業計画担当ですので、高齢者福祉計画のほうの担当委員会にもプロポーザルやりますということで当然ながら提案されて承認を得るということになるわけですね。

○事務局（嶋田福祉推進課長） じゃ、ちょっと今の点、よろしいですか。プロポーザルで行うということにつきましては、市の考え方で決定をしていることございまして、今、地域福祉審議会、こちらのほうで所管していない高齢者の関係の計画につきましては、別の先ほどもご説明申し上げました介護保険運営協議会、こちらのほうで詳細な計画の内容については審議をさせていただいて決めていただくような形になるわけですが、こちらにつきましても、当然、そちらの運営協議会のほうで報告はさせていただいているという形になってございます。

○C委員 それも含めて同じ単一の事業者になると。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そういうことでございます。全て、高齢の計画も含めて一つの事業者でお願いすることによっていろいろ整合性を図ったりですとかという形で今回はやらせていただくという形で考えております。

○C委員 2つ目は、事業者がやる仕事そのものがちょっと想像しにくいんですが、ひょっとして、こういう福祉計画、より端的に、わかりやすく言うと、こういう冊子をつくる、計画書としての冊子というか計画書をつくる、それを市役所の福祉関係の職員さんなり、我々審議会が見てそれをチェックするとか、そういうふうなことになるというふうな想像でいいんですかね。

市役所職員さんのやっていることをこの事業者がやる、細かい事務作業までやるということなのか、こういう計画書を、極端な話、市役所さんに変更してつくるというような話になるということなんでしょうか。

○田口福祉部長 それでは、すみません、田口のほうから少しご説明を申し上げます。

基本的には、計画をつくるのは市です。市がつくるのが計画です。その計画をつくるた

めの支援をしていただく事業者さんを今回は選んでいるというふうにご理解をいただければ。

ただ、つくる、印刷、具体的に言いますと、印刷ですとか、製本するとかというのは当然業者さんをお願いをするわけですが、当然、その前段として、この計画の中身の具体的な、例えば、事業の中身ですとかそういったところをどうしていこうかというところは当然市が考えていくわけですので、そこに対する、状況によっては国の考え方のアドバイスをいただいたりですとか、東京都の状況はどうだとか、そういった情報をいただきながら、市が基本的な方針を固めつつ、それを文章に具現化していただくとか、そういったところを業者さんのほうに実施をしていただくということもございます。

ですから、基本的には市がつくれますけれども、当然そこには国の動き、東京都の動き、事業者さんの持っているノウハウというものを市のほうにご提供いただく、また、この審議会の中でのご意見等をどうかみ砕いて具現化していくかということをおアドバイスいただきながらこの計画をつくっていくというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

〇〇委員 すみません、それにあわせて、そうすると、市で持っておられる市独自の資料なり、市の中の各種統計資料等も業者さんのほうに開示していろいろ打ち合わせをするということになると思うんですが、そうすると守秘義務というか、そういうのは当然業者を選定する際にきちんと確約をとって事業を進めるということになるんでしょうね、当然ね。はい、わかりました。

それから、こういうプロポーザル方式というのはほかの市町村でやっているところを御存じですか。

〇田口福祉部長 すみません、田口のほうからご回答させて、この福祉計画をプロポーザルでやっているかどうかというところは、すみません、ちょっと情報がないもので何とも申し上げられません。

実は、東大和市におきましても、この福祉の計画につきましては、今までプロポーザル、前回の介護保険の際はプロポーザルで実施をしております。そういったことで、策定に当たりますとは、今までは、障害者総合プランにつきましては、従前はアンケートなどの業者委託は実施をしておりますけれども、障害者総合プランの実際の製本というか、そういったものにつきましては市のほうで実際にはつくってきてございます。

それと、そういったことで、今回初めて5計画を一括で契約をしていこうという一つの考え方につきましては、これ、なぜこういうふうにしていこうかというところにつきまして少しご説明、少し長くなりますがご説明申し上げますと、地域福祉計画というものがありますが、この計画自体は法の改正によりまして福祉計画の上位計画の位置づけになるというふうな位置づけの法改正がされてございます。

そういった意味で、どちらかという地域福祉計画に高齢者、障害者、健康増進計画、

あと他のものもあるんですが、そこにぶら下がるような形で、どちらかという横ぐしを刺すような計画になってきてございます。

そういったことから、こういったそれぞれの計画をばらばらにつくってしまうとそういった横ぐしがなかなか刺しにくいだろうということで、今回、事業者につきましても一本化で私ども今年度考えたということで今回のプロポーザル方式をさせていただいております。

ちなみに、このプロポーザル方式の業者選定におきましては、市においては、指定管理者の選定ですとかそういったところにおきまして既にプロポーザル方式を実施しております。また、総合計画を今、改定を予定してございますけれども、そういったものにも事業者の提案型の内容を見て契約をしていると。

従前ですと、金額の多寡だけでやっておりましたけれども、そういうことよりも中身が大事だろうというところもございます。当然、金額も大事でございますけれども、そういったことでこのプロポーザル方式を近年は、全部ではないですけれども、大きいものに関してはこういったものを導入しているというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

OD委員 Dです。2点ほど質問させていただきたい。

今、資料4の裏側2ページ目のところなんですけれども、今、田口部長から説明があったことも含めてですが、ここの募集内容というところに、公募のことで企画提案書を提出するってありますよね。今、部長がおっしゃった、市が作成するというところの企画提案書というのはどういう違いがあるかというのが1点と、それから、もう一つ、7番、その他のところに審査の方法が書かれていまして、東大和市が設置する選定委員会によって審査するっていう話だと思うんですが、上のほうにスケジュールが書かれていまして、5番のところは第一次審査、(6)が第二次審査、プレゼンテーションとありますけれども、この選定委員会はどんな方がメンバーとして、委員として選出されて、何名ぐらいの組織で行われるかちょっとお答えいただけますか。

○田口福祉部長 それでは、少しお答えをさせていただきます。

まず、資料4裏面のところの企画提案書でございますけれども、事業者がまずこのプロポーザルに応募するに当たって、まず、ここの上の日程的なものを申し上げますと、29日まで、7月29日までに私の事業所はこういうふうな形の考え方をもって計画、支援をしていきますよということの企画提案書を市のほうに提出をいただきます。

その提出をいただいたものをもって第一次審査をかけるのがあります。そこで、要するに、極端なことを言ってしまうと、公募をしますから10社も20社も来るケースも考えられるわけですね。そこから二次審査に行けることを、当然、プレゼンテーション20社もしていただいてもなかなかそこは聞き取れないところもありますので、第一次審査を実際実施して、そこから絞って、例えば、一般的には3社前後になりますかね、そこで絞

って、絞らせていただいてプレゼンテーションに基づいて最終決定に持っていくという形になっています。そのための企画提案書を事前に提出いただいて一次審査に企画提案書、また、プレゼンテーションも当然その企画審査に基づいて質疑応答させていただきます。

まず、審査の選定委員会につきましては、現在の、今、現在、進んでいる形になりますけれども、このものに関しては副市長をトップとして部長職が、5人の部長職に基づいて構成させていただいております。その中で一次審査を抜けた事業者プレゼンテーションをさせていただき、最終的には、審査要綱も全部あるんですけれども、そういったものに基づいて審査をさせていただいて事業者選定をしていくということでございます。

そんな形ですけれども、よろしいでしょうか。

○A会長 E委員、お願いします。

○E委員 Eです。今のプロポーザルの件ですけれども、この資料の根拠が一つよくわからないのと、今までのお話ですと、業者からは必ずしも成果物はないんですね。例えば、印刷とかそういうのは別ですよ。こういう、例えば、障害者総合プランというの、こういう計画は市がつくるんであって、業者はアドバイスをするぐらい。とすると、この費用の根拠がちょっとよくわからないんですけれども、その辺の説明をお願いします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 全体的なところということで私のほうからご説明させていただきます。

今、ご質問にございました費用の根拠というところですが、当然、今の業者さんから見積もり、参考見積もりとして見積もりを聴取した中で適正だろうという判断をしております。

今、E委員のほうからご指摘があった、例えば、この金額の根拠というところなんですけれども、この資料4には予算のところ平成31年度、それから令和2年度という形の両方記載ございますけれども、例えば、平成31年度、今年度につきまして予定していることとしましては、作業として、市民の方への意識調査、アンケート的な形ですね、こちらをそれぞれ、ちょっとすみません、細かい数字はまとめてこないんですけれども、アンケートを実施いたしまして、それを郵送してまたご回答いただくと、それをいろんなクロス集計、そういったことをしていただきまして、分析をしていただくと、こういったことも作業の内容として入ってございます。

それから、具体的な皆様との関連につきましては、例えば、こういった地域福祉審議会、それから、それぞれの部会で計画のこういった考え方に基きまして行いますというようなところと一緒に皆様方、こちらの地域福祉審議会委員の皆様にもご説明をいただくところのフォローアップをしていただくとか、そういった作業が今年度予定されているところでございます。

それから、来年度につきまして、令和2年度につきましては、先ほど委員のほうからございましたとおり、当然そういった成果物の策定、作成ですね、それから、市民説明会、

こうしたものへのご説明会の出席、こういったものも業者の支援として、項目として挙がっております。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ちょっとすみません、漏れておりましたが、今年度の動きとしまして市民アンケートを実施するわけなんですけれども、こういったものもアンケートの報告書として業者のほうに作成していただきまして、当然その分析ですとか集計ですとか、そういったことの費用もそうなんですけれども、そういった冊子物をつくるというものの成果物としても上げていただく予定となっておりますので、この金額の中にはそういった、いわゆる作業費であったりですとか、出張していただく、それから、調査をしていただく、それから、もちろんそういった成果物のもの、そういったもろもろの金額含めましてこのような金額として見積もりが上がってきていると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○A会長 私もいろいろと全国のいろんな状況を、全てではないんですけども、把握している中では、こういう地域福祉計画は福祉計画を、専門業者の委託を受けてというのは当たり前というか数多くのところでやっています。

そして、最後、事務局から説明があったように、そういう専門業者が今日の資料3のこのスケジュールを見ていただくと、9月から基礎調査があったりとか、健康増進計画の評価で、先ほど市民の調査というのが（4）にあったと思うんですね。

私も今夏休みに入ってくるので調査の準備をしたいとかという生徒がいて、すごく時間がかかる、手間がかかるので、やはり、そうゆうところを専門の業者に委託をして、集計も分析もまとめもというところは妥当かなというふうに思っております。

ほかにどうでしょうか、ご質問。

F委員、お願いします。

○F委員 Fと申します。今回、新たに自殺基本計画というのを作成するという、そういう法律に基づいてやるということなんですけれども、やはり、どういう理由でどういう背景とかね、そうゆうことをこの委員さん全体が認識できるような、ただ、法律ができたから新たにつくるんですって、それじゃ余りにもね、どういう背景があつてこういうものができるんだつていうことはやっぱり、健康部会の委員さんだけでなく地域福祉委員全員が、こういうことで自殺計画が作成されるんだ、新たに作成されるんだつて、説明がちょっとないのは寂しいんですけども、どうですかね。

○志村健康課長 健康課長の志村でございます。今回自殺対策計画ができるようになった背景には、国全体で命を支える政策を進めるというようなことで国の自殺対策基本法を変え、また、自殺総合対策大綱などを変えたところでございます。

この基本大綱というのは国のいわゆる計画というか、基本になるものでございまして、ここにはいろんな多分野の人たちが職業の問題だったり、病気の問題だったり、家族の間

題だったり、いろんな複合的な要素で社会的に追い込まれた末が自殺であるといったような、そういった誰も追い込まないための対策をつくるという、そういった基本理念のもとにつくられたものでございまして、東京都が、平成30年の7月に東京都に自殺対策計画をつくったところでございます。

そういったものを参考にしながら東大和市のほうでも、例えば、年齢構成や自殺の原因、また、職業、家族の同居者がいたかというような東大和市独自の実施状況とかそういう調査が警察の報告の統計だとかそういったものをもとに、市町村ごとに国のほうから送られてきたものがございます。そういった、プロフィールと言うんですけれども、そういったものをもとに東大和市に合った計画をつくるようにということで計画をつくる背景というものがございます。

今年度から来年度にかけてつくるものにつきましては、東大和市のほうでは市民調査のほかに関係団体のヒアリング調査や、また、自殺対策にかかわるような各庁内の関係課でやっている事業の組み合わせをし直して、自殺を防ぐための事業の一環としての見直しをするような作業を予定しているところでございます。

今年度、業者さんのほうがまだこれから決まるところでございましてけれども、決まった後には調査項目の内容ですとか、関係団体の選定ですとか、そういったものを細かく調整しながら、専門的な助言をいただきながら進めていくような予定を考えております。

以上でございます。

〇A会長 少し補足なんですけれども、この先進国から見て日本というのはお隣韓国に次いで自殺率が非常に高い国なんです。3万人は切ったんですけれども、この間の最新のデータでも2万人ちょいまだいて、特に高齢期の方の自殺率は減ってきているんですけれども、29歳以下の若者は逆にふえていて、特に大学生がふえている、そんな状況があります。

この自殺対策に向けて、欧米諸国、特にオーストラリアとかニュージーランドというのは若者のメンタルヘルスの支援がとても充実しているんですけれども、日本においても、先ほど課長の説明があったように、自殺対策大綱が改定されて若者の支援に切り変わってきていますので、恐らくですけれども、東大和市の自殺対策、計画にも高齢期だけではなくて若者のメンタルヘルスをどうすればいいかということが盛り込まれていくのかなというふうに思いますので、ご協力のほどをよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この議題、相当白熱いたしましたので、では、次に参りたいと思います。

失礼いたしました。それで、この白熱するほどご議論いただきましたけれども、この計画ですね、もう一度、第六次東大和市地域福祉計画等福祉5計画策定業務スケジュールについてご賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(拍手あり)

○A会長 よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

では、続きまして、(2)平成31年度地域福祉審議会の予定について事務局から説明をお願いします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 引き続き事務局の福祉推進課長、嶋田でございます。

地域福祉審議会委員の皆様には地域福祉の推進、及び、地域福祉施策の円滑な実施について、昨年度より諮問をさせていただいておるところでございますが、具体的に申し上げますと、地域福祉計画、障害者福祉計画、それから、健康増進計画、こちらにつきましてのご審議をいただくこととなります。

詳しくはお手元の資料5、計画期間関係図になりますけれども、計画期間関係図でございます。こちらをご覧くださいと存じます。

先ほどの議題1で報告いたしました一括で改定予定の福祉の各計画年度ごとの予定を示したものでございます。こちらは福祉分野にかかわる計画の期間の関係図になってございます。計画によりましてそれぞれの計画期間が若干異なってございますことから、計画の終わりの年度が異なっております。

特に、特記事項としましては、各福祉計画の上位計画となります地域福祉計画の改定時期、こちらを6年ごととすることで、3年の期間の計画と6年の期間の計画が、いずれも改定時期が地域福祉計画の改定時期と合わせることで福祉の計画全てが、全体的に整合性がとれるように期間の設定をしているところでございます。

現在、ご就任いただいております地域福祉審議会委員の皆様におかれましては、福祉分野の各計画のうち、こちらの図のちょっとグレーっぽくなっている、黒っぽくなって矢印がついております、まず上から見ますと地域福祉計画、それから、2段下の障害者計画、障害福祉計画、それとその下の健康増進計画、それから、一番下に新たに加わります自殺対策計画、こちらの計画をご審議いただくこととなります。

地域福祉計画につきましては、第六次の計画が令和3年度から6年間の計画期間となっております。次に、障害者計画、障害福祉計画につきましては、同じく令和3年度からですが、こちらの計画期間は3年間となる予定でございます。

次に、健康増進計画につきましては、こちらも令和3年度スタートなんですが、地域福祉計画と同様6年間の計画の期間設定となっております。最後に、新たに策定いたします自殺対策計画、こちらにつきましては、同じく令和3年度からの6年間の計画という形で新規に始まる予定でございます。

これらの計画の策定と同時にそれぞれ前年度の事業評価も行いますことから、資料6、平成31年度地域福祉審議会のスケジュール(案)、こちらにありますとおり、今日は1回目の全体会ということでございますけれども、各専門部会、こちらを2回ずつ開いていただく予定となっております、その後、第2回目の全体会ですね、今日が1回目ですの

で、第2回目の全体会を年明けぐらいに行うというスケジュールとなっております。

今後につきましては、9月から12月、これぐらいの期間に、今申し上げましたように各専門部会を2回ほど開催させていただく予定となっておりますので、専門部会の日程につきましては、後日、それぞれを所管します課から部会ごとにお伺いさせていただきまして日程の調整等させていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、来年に入りまして、令和2年の1月ごろに第2回の地域福祉委員会全体会を予定していると申し上げたところでございますが、各専門部会の部会長様からご審議いただきました内容につきましてご報告をお願いする予定となっております。各部会の審議を受けまして答申案につきまして、これも第2回の全体会でご審議をいただく予定と考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

OA会長 ありがとうございます。

事務局から(2)平成31年度地域福祉審議会の予定について説明が終わりました。お名前をお願いいたします。

OF委員 Fと申します。これからいろいろな計画作成していくわけですが、その根本となる基本構想とか、基本計画知らないで何か私の勉強不足かもしれませんけれども、そういう根本のもとを知った上で検討していくというのが大事だと思うんで、皆さん、私、知らないんですけども、基本計画ってどんな内容でね、構想ですか、基本計画がどんな内容かを知った上で議論していくことは非常に大事だと思うんですけども、いかがですか。

○事務局(嶋田福祉推進課長) じゃ、私のほうから。福祉推進課、嶋田でございます。今、F委員のほうから基本構想、基本計画というご発言ございました。たまたま、今日、実は、その基本構想の策定部会、私、部会に出ています、たまたまそうゆう話が、次期のですね、次の10年、20年を見据えたということでちょうど市が動き始めているところでございます。

今、F委員が申し上げていただきました基本構想、こちらは当市におきましては20年のスパンで設定しております。さらにその下には基本計画といたしまして、こちらが10年スパンの設定となっております、この2つを総称して東大和市の総合計画という言い方をしております。

当然、行政というのは全て計画に基づいて行われるというふうに考えてございますので、この基本構想、今、実際に動いている基本構想、それから、総合計画ですね、こちらのほうがあと数年で終わりになるというところで見直しと言いますか、次の基本構想、次の10年、20年基本計画、その部会をたまたま今日、私、委員として出席、内部組織会議ですけれどもやったところなんで、ちょうど今私のほうからお答えさせていただいているんですけども、そういったところで基本構想、20年間のいわゆる市の目指すべき姿であ

ったり、それを具体化した10年スパンでの基本計画、こういったところを今申し上げましたように、当然、我々のそれぞれの専門的な計画のもととなる、いわゆる方向性を指し示しているものというふうを考えておりますので、もし、必要な部分があるということでありましたら、その辺のところをお示しできるものがあれば皆さんのほうに情報提供はさせていただきますというふうに思っております。

以上でございます。

○A会長 審議会で基本構想と基本計画が何か共有したことってございますか。配付の資料を含めて。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね、ちょっとそこら辺が、最初申し上げました、ちょうど今見直しの時期なので、もうお尻のほうに来ちゃっているんですね。なので、配れる最終的なものは人数分ご用意できるかどうか。印刷のほうはできるとは思うんですけども、その辺のお時間が必要です。

○F委員 そのものを用意するのは可能ですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね。今、やっている、とりあえず私が言っているのは今、現存している、今動いている期間の分のということであればご提供できるかと思えますけれども。

○A会長 市のホームページとかで見られるんですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そこは見られるようになっているんです。ただ、分量が多いので、なかなかちょっと。例えば、福祉の分野で切り出すとか、その辺工夫していただければ。

○A会長 事務局に確認したんですが、とても膨大な量らしいなので、市役所のホームページに載っているということですが、今後、また第三次、第五次という形で改定に向けている、現存のものであれば市のホームページをちょっとご覧いただきながらご確認いただくというのが現実的かもしれません。

ほかにいかがでしょうか。

○B委員 確認いいですか。Bと申しますけれども、資料5の一番上のほうに基本構想と、その下に総合計画ってあるんですね。第三次基本計画、基本構想と第五次基本計画、これはこれから作るんでしょうけど、この前の第二次基本構想と第四次基本構想、これは我々はもらっていないんですよ。

○事務局（嶋田福祉推進課長） それはこの審議会の委員さんとしてお渡ししているかどうかという意味ですよね。お渡ししていないだと思います、多分。お渡ししていません。

○B委員 これ読まなくても下はできるということでもいいですか。いや、別に、こういうのもらってあるんで、これがあくまで土台だよっていうのであればこれを読めばいいんでして、または、これは、もっと大ざっぱに書いてあるから読んでも大して参考にならない

というのであれば、大体基本構想って10年とかっていうのは大体大ざっぱなんですよ、はっきりいって。わからないんだもの、10年、誰だって。せいぜい3年なんですよ、怒られちゃうけれども。

○田口福祉部長 少し補足をさせていただきながら、田口のほうで。確かに基本構想、当初の場合20年になっています。第五次も10年というのは、基本計画も10年ということで、特に近年の福祉分野の動きと言いますか、そういったものは大変短期間に動いてきております。例えば、介護に、介護保険が始まってまだ10年ちょっと、15年ぐらいでしたっけ、20年ですか、20年来ていますけれども、この20年間、要するに、基本構想が20年間で初めから今の状況というのはすごく変わっているんですね。介護の、介護度の問題もそうですけれども、特別養護老人ホームの入所も今は介護度3、原則介護度3以上しか入れないとか、そういった細かいところもどんどん、どんどん変わってきてしまって、これから先においても、2040年、45年と高齢化がどんどん、どんどん進んでいく、そこが大体ピークだろうというふうに思っていますけれども、人口規模からすれば。

そういったところも含めると、当然、そこには社会保障費の問題も絡んできておりますので、なかなかここが見定められないということで、多分、基本構想、基本計画においては先ほど社協の会長からお話があったように、大ざっぱな形でしか書き切れないんじゃないかなというふうには思っています。

そういった意味で、どちらかという、今のこの地域福祉審議会を初めとした6年間というのは、どちらかという国の動きですとか、そういったところの動きを見ていきながらのほうがより、ある意味、身近でもあり、また、直近の計画でございますから、その動きが一番的確につかめるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、国においてのいろんな審議会がありまして、その審議会の資料を取りまとめながら、事業者の支援を得ながら私どもも計画をつくっていくわけでございますので、そういった意味で、逆に、国の動きの資料などを皆様方の検討の材料としまして事業者のほうから簡便にまとめて、概要をまとめていただくなりをしながら計画をつくっていただくのが、一番適正的に作成ができるのではないかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○D委員 Dです。今に関連してですけれども、この基本構想の20年間、それから、基本計画の10年間、それで、それに基づいて私たちがいろんな細分化されたところで議論してきているわけですけれども、この20年間と10年間は20年前と10年前に構想して計画されたものになるわけですよ。その中身を知りたいと思っているわけじゃなくて、実際、20年前につくられたものがどうなっていて、10年前につくられた計画がどうなっていて、それが、今、実際のギャップとか、そういうところで、ある意味での反省なのか、評価なのか、そうゆうところを照らし合わせたときにはどのように捉えているの

かがわかれば教えていただければなと思うんですけれども。

○田口福祉部長 それでは、手元に詳細がないわけで概略的なところでお答えをさせていただきますけれども、端的に、ちょっとここの会議と若干違って、D委員なので保育園の関係だと思えます。

仮に20年前に今の保育園不足が想定できたかという、多分20年前は想定できていなかったのかなというふうに思います。当時、東大和市は他市に比べて保育園の数、定員数も充足率が高かったと、それが近年の保育園待機者数の問題が始まり、これがどこから来ているかといいますと、労働者の人口減というところも含めまして、女性の活躍、要するに、労働者としての活用といいますか、そういったところも相まって、当然、高齢者がふえていくというのは国もわかっていましたし、人口はどこかで減っていくだろうということは概念的にはなっていたということではあるにしても、それが的確に、政策的に見てきていたのかというと、ちょっとそこは甚だ、現状からすればここ近年の保育園の建設ラッシュといいますか、そういったところを考えると手を打てていなかった。

それに、逆に、保育園をつくったはいいけれども、そこに就労する保母さんとか、そういったところが育成できていたのかというと、そこもまたなかなか難しいところということになると、一つの端的な、その部分だけを考えてみても、20年前、じゃ、そこが読めたかというとなかなか読み切れていなかったというのが実情かなというふうには思っています。

ただ、基本構想についてはあくまでも概念的な広い部分になりますので、単純に言いますと、保育園の、子育て施策を充実していきますよというような概念的なところの表現は間違っているとは思っておりませんので、方向性としてはあるにしても、より具体的な点からどうかとなると、そこはなかなか難しいかなと、判断としてですね。それが10年前の基本計画も同じかなというふうに思います。

ですから、今後についても、そういったところの深掘りが実際できるかどうかということところがなかなか難しい部分ではあるのかなというふうには思っている、それは概念的な話で大変申しわけない、そんなところかなというふうに思います。

以上です。

○A会長 G委員、お願いします。

○G委員 Gです。一委員として、ご尽力いただいております市役所の事務局の皆様へのお願いというか、提言というか、なんですけれども、ちょうどご説明もありましたように、市の基本構想、それから、10年スパンの基本計画も計画の端境期になるということは十分承知しております。

ただ、第二次の構想から第三次の構想へ、それから、第四次の計画から第五次の計画に、どういうところが、要するに、問題意識というか、検討してみなきゃいけないんじゃないかといったところはおのずと市役所の中に考えがあると思うんです。

そのもう一点は、僭越になってはいけませんけれども、私どもの審議会で検討させていただく4つの計画も大きなスキーム、枠組みの中では市の基本構想、基本計画を下支えする一体となった計画になることが望まれているわけでしょうから、事務局の方々は各審議会の委員に自由闊達に検討してくださいというふうに激励して下さっているような気もするのですが、やはり、ある意味、全く基本構想、基本計画の中の改定に向けての問題意識もないんですとか、もう考えなくていいんですというなら別でございますが、そうではないと思うので、私も別の行政で40年ぐらい仕事してきておりますけれども、基本的にはこのあたりの問題意識は持ってもらいたいとか、僭越になってはいけませんけれども、それなどがおありになるんだと思うんですね。

そういうことをでき合いのコピーペーストでも構いませんので、これから、と申しますのは、3つの部会にばらばらに分かれて作業させていただくわけで、年度末にまた収れんして行って、そして、2年後には新しい基本構想、基本計画の下支えをするための4計画になるわけだと思いますので、余りご遠慮なさらずに、このあたりの問題意識があるんだとかということでもいいと思うんです。省力化をしていただいて構いませんので、書き物をもしもつくっていただくならば3部会共通のもので構いませんので、このあたりを踏まえて各部会は検討せよというふうにご確認いただくのが私はいいんじゃないかと、僭越ながら思っておりますが、いかがでございましょうか。

○田口福祉部長 ありがとうございます。

基本的には、現状の認識からしますと、福祉の分野、縦割りから横ぐしといいますか、今までですと、介護は介護、障害は障害というところが、縦のベクトルで動いていたものが、どちらかというところがオブラートに包まれて、逆に言えば、一体としてという話になるのか、言葉的に言えば、共生社会というような状況になってございます。

それとともに、行政だけではやっぱり限界というのも私はあるのかなというふうに思って、それは、人的な部分も含めて、財政的な部分も含めてということだと思います。そういったところからしますと、やはり、地域の、一般的に言うと、自助、共助、公助などの言われる部分がありますけれども、公助の部分は公助という部分の中で、要するに、公の部分としては当然行政がやっていかなければいけない問題だというふうに思いますけれども、そうではない、つながりですとか、そういったところの部分はどちらかという、共助という言い方になりますか、こういったところにやはり行政側もまとめていかざるを得ない時代になってきているというふうには思っている。

これが一番難しいところだと思います。地域の希薄化ですとか、そういったものがここ、特に都市部においてはなかなか、隣の人は何をするぞというような状況にもなっておりますので、そこをどう構築をしていくかということが一番難しい。

そういったところを逆に皆様方が地域の方々、市民の方々とのつながりの中でどうしていくというところまでいけるかどうかはわかりませんが、そういったところが大事

なのかなというふうなところの視点も含めて、ご研究とご検討いただければと思う。

これまでこのような形でちょっとお話はされている、これは、事業者ごとの、事業者が選定できたところの、どういった形の資料がご提供できるかどうかも含めまして、内部的にも検討をし、今、お話のあったものにつきましても、情報提供できるものも含めまして検討を行っていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

OA会長 F委員、お願いします。

OF委員 私、間違っているかもしれませんが、基本というのは何十年たっても変えてはいけない部分というのと、時代の流れで変えている部分もあると思うんですよ。例えば、人との触れ合いとか、ここにありますが、人と自然との調和とか、そういうのはずっと続くものだと思うんですよ。

そういう時代の、20年たとうが、何しようが、そういうものの確認をしたいわけですよ、変えてはいけない部分。変えていかなきゃいけない部分と両方あるような気がしますけれども、いかがですか。基本というのは変えてはいけないという部分もあるんだと思うんですよ、時代が変わろうと。その辺、いかがですか。

OH委員 23年に見直し案が出ていますよ。23年に基本構想の見直し案が出ていて、この資料4の黒く太字になっているやつがこうしましょうねというのが出ているように見えますが、ここは。東大和市第二次基本構想見直しが23年の8月に出ている。

だから、10年たって見直ししているみたいです。

O田口福祉部長 確かにおっしゃるとおり途中で見直し等は、中間年によく、計画なんかでよくあるのは、中間年の見直しというのはよくあるケースでございます。

そういったところで、ただ、構想全体を見直されるまでにはいけないはずなので、そういったところで時代の動きの中での、逆に言えば、地域福祉計画におきましても6年の計画で、ここにもありますように中間年で見直しなどをさせていただいています。

ただ、やはり、中間年の見直しとなると大きく見直すというケースも中にはありますけれども、なかなかそこまで踏み込めないということもございます。

当然、お話のあるとおり、行政の本質については市民の福祉の向上というのが基本的な法律の部分でございます。これは法律にも書いてございますし、そういった意味での、法律的な部分は当然福祉の向上という意味では変わらないという部分はあるかと思う。

ただ、その福祉の向上においても、当然、時代の中で最近言われているのは、自治体がなくなるような話も出てきているところもあったりといろいろしています。当然、財政の問題もそこには絡んできますので、右肩上がりの財政規模のときにはその収入をどういうふうな形で実際に市民に還元していくかというところを考え方ができた時代ですけれども、これがどちらかというところを考えると財政規模がどんどん小さくなっていきますと、コアの部分をやりながらどう大きなところに分配をしていくかという形になっていくのかなというふうに思

います。

そういった意味で、今お話のありましたコアな部分というのは、当然、最終的なセーフティーネットと言われるような生活保護だとか、そういったところはなかなか崩せないというふうに思っていますし、その部分をどう補完していくか、生活困窮者に対する支援をしながら生活保護のほうに持っていかないような施策も今現在しておりますし、そういったところを取り組みながら今後の、介護なら介護、障害なら障害の方向性の、要するに、コアじゃない部分をどう、スクラップ・アンド・ビルド、要するに、スクラップがないと結果的には財政が生まれてきませんので、そこで、スクラップとビルドをどうしていくかというところが大きな課題になっていくのかなというふうに思っています。

そういった意味で、皆様方におかれましても当然コアな部分というのもご理解いただく上でそういったところのご検討を加えていただければなというふうには思っております。

以上です。

○A会長 今出てきた議論というのは、とても本当に大事だなと思っています。この大きな枠組みがあって、地域福祉審議会があって、それぞれ部会があって、今後に向けてどう改正に向けて取り組んでいくかというのは絶対必要になってくると思いますので、その絵を描くというか、図を描く、そうゆうところも私も事務局のほうとも少し検討もさせていただきながら、10月から部会もスタートいたしますので、それまでに何か準備ができることがあればというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○E委員 1つ確認です。

○A会長 E委員、お願いします。

○E委員 Eです。基本構想、基本計画も、これ、プロポーザル方式で業者を募集して選定していますよね。その業者と今回の5計画をつくる業者、全く別だと考えてよろしいですか。

○田口福祉部長 そうですね、業者決まっておりますけれども、ただ、うちのほうはまだ決まっておりませんので、現段階で同一業者になるか、違う業者になるかというのはお答えできない状況でございます。すみません。

○E委員 わかりました。

○A会長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 要望をいいですか。

○A会長 はい、B委員。

○B委員 法律名が正確の、地域福祉基本法が厚労省で今審議されているんですね。特に、さっき、部長も言われた共助とか、共生とか、そういうふうな何か強く言われるような話になっていますので、法律が変わったら、やっぱりこういう機会に情報提供していただくとありがたい。よろしくお願いいたします。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ご指摘、ありがとうございます。

今、B委員のほうからございました、当然福祉の計画にかかわるような情報、当然、法改正、そういったことも含めて皆様にきちっと議論していただく、説明を行っていただくためにも情報提供大事だと思いますので、そういったところはアンテナ張って事務局としても今後適宜、適切に情報提供させていただければと思います。

以上でございます。

○A会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ここでお諮りしたいと思います。（2）平成31年度地域福祉審議会予定について、事務局が示したとおりでご異議はございませんでしょうか。

（拍手あり）

○A会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

そのほか連絡事項として事務局から何かございますか。

（略）

○A会長 ありがとうございます。

それでは、本日予定されていた議事が全て済みしました。

以上をもちまして会議を閉会させていただきます。

閉会の挨拶をI副会長、お願いいたします。

○I副会長 本日は地域福祉審議会にご出席いただき、さらに活発なご意見をいただきありがとうございます。

これをもちまして、地域福祉審議会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。